

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における  
「対象エリア内の既存交通事業計画等の内容検証・二次交通の調査及び交通環境改善  
計画策定事業」 公募説明書(公募型プロポーザル実施に関する説明書)

2025 年 6 月 6 日

那須及び周辺地域 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進協議会  
(事務局：一般社団法人 那須町観光協会)

## 1. 業務内容について

### (1) 業務名

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における  
「対象エリア\*内の既存交通事業計画等の内容検証・二次交通の調査及び交通環境  
改善計画策定事業」

※ 対象エリアとは、観光庁「[地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業](#)」  
の「那須及び周辺地域エリア」における、「栃木県 那須郡 那須町・同県 那須塩原市・  
同県 大田原市」を指す

### (2) 業務の仕様等

業務委託仕様書(【5】【様式 5-1】)のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から 2026 年 1 月 30 日(金)まで

### (4) 事業予算額

5,400,000 円(消費税および地方消費税を含む)を上限とする

## 2. 公募型プロポーザル参加資格について

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 当該地域における自治体から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 当該地域における自治体の定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 公募開始の直近決算において 2 期連続債務超過の状態でないこと。
- (7) 会社法で定める法人であること。
- (8) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。

- (9)事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を、一般社団法人 那須町観光協会へ  
来訪させることが可能な者であること。

### 3. 公募型プロポーザル手続きについて

#### (1)仕様書等の開示方法

##### ア. 開示方法

一般社団法人 那須町観光協会のホームページ(<https://www.nasukogen.org/>)  
に掲載する。

##### イ. 開示期間

2025年6月6日(金)～2025年6月26日(木)

#### (2)応募意思表明書の提出期限及び提出方法

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。

##### ア. 提出先

一般社団法人 那須町観光協会  
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182  
担 当 : 久保田  
メール : [info@nasukogen.org](mailto:info@nasukogen.org)

##### イ. 提出期限

2025年6月19日(木)17:00(必着)

##### ウ. 提出方法

持参、郵送、メール等による。メール等の場合は、送信後に提出先へ電話に  
より受信の確認を行うこと。

##### エ. 提出書類

応募意思表明書

#### (3)企画提案書の提出期限及び提出方法

##### ア. 提出先

一般社団法人 那須町観光協会  
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182  
担 当 : 久保田  
メール : [info@nasukogen.org](mailto:info@nasukogen.org)

##### イ. 提出期限

2025年6月26日(木)17:00(必着)

#### ウ. 提出方法

持参、郵送、メール等による。メール等の場合は、送信後に提出先へ電話により受信の確認を行うこと。なお、提案は1社につき1提案とする。

#### エ. 作成方法

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における、「対象エリア内の既存交通事業計画等の内容検証事業」企画提案書作成要領に基づき作成すること。

### (4) 本件に関する質問方法について

質問がある場合は、質問書【様式6】を提出すること。尚、電話等による口頭での質問回答は行わない。

#### ア. 提出先

一般社団法人 那須町観光協会  
〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182  
担 当 : 久保田  
メール : [info@nasukogen.org](mailto:info@nasukogen.org)

#### イ. 提出期限

2025年6月19日(木)17:00(必着)

#### ウ. 提出方法

持参、郵送、メール等による。メール等の場合は、送信後に提出先へ電話により受信の確認を行うこと。

### (5) その他

- ア. 提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- イ. 提出された提案書等は、返却しない。
- ウ. 提出された提案書等は、本業務受託候補者の選定以外に提案書等の提出者に無断で使用しないものとする。

## 4. 審査について

### (1) 審査方法

審査はあらかじめ指定された審査委員(5者)が、企画提案書選定基準【様式4】に基づき書面審査を行う。

### (2) 選定プロセス

企画提案者ごとに、全審査委員がつけた点数の中で、最高点及び最低点を除いた点数の総和\*を算出し最も高かった者を契約候補者として選定する。

※ 本事業については300点満点となる

### (3) 結果の通知

2025年7月3日(木)までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

### (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 5. 契約について

### (1) 契約書の締結

契約書の締結を必須とする。なお、契約書は2部作成し、双方が所定の印紙を添付し押印、各1部ずつ保管する。

### (2) 留意事項

観光庁への事業開始承認申請の段階で、本件に係る予算および事業開始が承認されなかった場合、又は予算の減額や削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

## 6. 失格事項について

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が記載の上限予算額を上回るとき。

## 7. 問い合わせ先

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182

一般社団法人 那須町観光協会

担 当 : 久保田

電 話 : 0287-76-2619

メール : [info@nasukogen.org](mailto:info@nasukogen.org)